

令和 7 年 3 月市議会定例会議案件名

- | | |
|----------|--|
| 議案第 3 号 | 白河市監査委員条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 4 号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 議案第 5 号 | 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 6 号 | 白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白河市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 7 号 | 白河市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 8 号 | 白河市職員の退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 9 号 | 白河市小峰城城郭復元基金条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 10 号 | 白河市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 11 号 | 白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 12 号 | 白河市老人福祉センター条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 13 号 | 白河市個人番号カード利用条例を廃止する条例 |
| 議案第 14 号 | 白河市農村公園条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 15 号 | 白河市道路構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 16 号 | 白河市営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 17 号 | 白河市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 18 号 | 白河市水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 19 号 | 白河市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 20 号 | 白河市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 21 号 | 市道路線の認定について |
| 議案第 22 号 | 訴えの提起について |
| 議案第 23 号 | 訴えの提起について |
| 議案第 24 号 | 令和 7 年度白河市一般会計予算 |
| 議案第 25 号 | 令和 7 年度白河市小田川財産区特別会計予算 |
| 議案第 26 号 | 令和 7 年度白河市大屋財産区特別会計予算 |
| 議案第 27 号 | 令和 7 年度白河市樋ヶ沢財産区特別会計予算 |
| 議案第 28 号 | 令和 7 年度白河市国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第 29 号 | 令和 7 年度白河市後期高齢者医療特別会計予算 |

- 議案第 30 号 令和 7 年度白河市介護保険特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 7 年度白河市地方卸売市場特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 7 年度白河市水道事業会計予算
- 議案第 33 号 令和 7 年度白河市工業用水道事業会計予算
- 議案第 34 号 令和 7 年度白河市下水道事業会計予算

令和 7 年 3 月市議会定例会議案要旨

- 議案第 3 号 白河市監査委員条例の一部を改正する条例
地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項を整理するものであります。
- 議案第 4 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例について引用する条項を整理するものであります。
- 議案第 5 号 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
福島県人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の業績手当を廃止し、勤勉手当を新たに支給するなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 6 号 白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白河市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、超過勤務の免除の見直しなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 7 号 白河市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例
福島県人事委員会勧告に準じ、一般職員の給与の改定など、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 8 号 白河市職員の退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例
国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、引用する条項を整理するなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 9 号 白河市小峰城城郭復元基金条例の一部を改正する条例
小峰城跡に加え、南湖公園、白河関跡等の歴史文化遺産の保存・整備事業等に用途を拡大するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 10 号 白河市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設の見直しなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 11 号 白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設の見直しなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 12 号 白河市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
白河市大信老人福祉センターの廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

- 議案第 13 号 白河市個人番号カード利用条例を廃止する条例
 地方公共団体情報システム機構と協定締結を行うことにより、コンビニエンスストア等における証明書交付サービスにおいて個別の条例を制定する必要がなくなることから、条例を廃止するものであります。
- 議案第 14 号 白河市農村公園条例の一部を改正する条例
 市内の公園の再編に伴い、農村公園を廃止又は都市公園等として供用するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 15 号 白河市道路構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 道路構造令に規定されている自転車通行帯の設置基準を新たに定めるため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 16 号 白河市営住宅条例の一部を改正する条例
 市営住宅の入居要件を緩和し入居機会の拡大を図るため及び配偶者暴力防止法の一部改正に伴い、裁量階層の基準の変更など、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 17 号 白河市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項を整理するものであります。
- 議案第 18 号 白河市水道事業給水条例の一部を改正する条例
 水道法施行令の一部改正に伴い、引用する条項を整理するものであります。
- 議案第 19 号 白河市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
 水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の見直しなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 20 号 白河市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項を整理するものであります。
- 議案第 21 号 市道路線の認定について
 市道路線の認定をするため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。
- 議案第 22 号 訴えの提起について
- 議案第 23 号 訴えの提起について
 上 2 議案については、旧大信村で学校用地として買収した土地に設定されていた抵当権の抹消手続に関し、訴えの提起をするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。
- 議案第 24 号 令和 7 年度白河市一般会計予算
 (1) 歳入歳出予算
 予算総額は、33,300,000 千円となり、前年度当初予算と比較して 2,000,000 千円増額となり、6.4%の増となりました。
 歳入歳出款別内訳は、次のとおりであります。

歳入については、市税 9, 577, 405 千円、地方譲与税 355, 696 千円、利子割交付金 4, 258 千円、配当割交付金 34, 551 千円、株式等譲渡所得割交付金 34, 607 千円、法人事業税交付金 154, 523 千円、地方消費税交付金 1, 563, 167 千円、ゴルフ場利用税交付金 22, 662 千円、環境性能割交付金 29, 687 千円、地方特例交付金 106, 201 千円、地方交付税 6, 669, 489 千円、交通安全対策特別交付金 5, 900 千円、分担金及び負担金 247, 575 千円、使用料及び手数料 284, 184 千円、国庫支出金 5, 302, 035 千円、県支出金 2, 165, 074 千円、財産収入 136, 569 千円、寄附金 607, 347 千円、繰入金 1, 668, 180 千円、繰越金 1 千円、諸収入 456, 289 千円、市債 3, 874, 600 千円となりました。

歳出については、議会費 261, 323 千円、総務費 6, 829, 543 千円、民生費 9, 881, 783 千円、衛生費 2, 086, 068 千円、労働費 13, 338 千円、農林水産業費 1, 550, 281 千円、商工費 869, 434 千円、土木費 3, 210, 223 千円、消防費 910, 619 千円、教育費 4, 511, 139 千円、災害復旧費 4 千円、公債費 3, 126, 245 千円、予備費 50, 000 千円となりました。

事業の主なものは、次のとおりであります。

議会費

議会運営関係費	205, 932 千円
---------	-------------

総務費

複合施設整備事業	3, 272, 945 千円
公共交通対策費	166, 622 千円
移住・定住推進事業	94, 418 千円
地域おこし協力隊活用事業	38, 855 千円
空き家対策事業	31, 895 千円
ふるさと応援事業	300, 612 千円
基幹業務系システム管理事業	345, 827 千円
白河地方広域市町村圏情報管理事業	105, 694 千円
自治振興一般管理費	11, 447 千円
集会所整備事業	91, 555 千円

民生費

障がい福祉サービス支給事業	1, 286, 739 千円
障がい児福祉サービス支給事業	445, 595 千円
地域生活支援事業	73, 824 千円
生活保護扶助費	722, 084 千円
児童手当支給事業	1, 124, 199 千円
児童扶養手当支給事業	270, 514 千円
こども医療助成事業	305, 076 千円
白河っ子すくすく応援クーポン券支給事業	32, 070 千円

表郷こども園建設事業	2 4 1, 2 5 8 千円
民営保育園等施設型給付事業	8 5 2, 4 5 6 千円
放課後児童クラブ運営費	2 6 4, 4 7 1 千円
おひとりさま支援事業	3, 5 7 2 千円
衛生費	
予防接種事業	2 9 9, 0 3 7 千円
健康教育事業	2 2, 3 2 4 千円
健康診査事業	9 2, 0 3 3 千円
地域医療体制支援事業	7 9, 1 3 0 千円
妊産婦医療費助成事業	6, 1 5 0 千円
出産・子育て応援事業	3 2, 1 7 4 千円
母子健やか支援事業	6 1, 1 8 4 千円
環境保全促進事業	1 1 4, 7 5 2 千円
斎場運営費	5 2, 3 3 6 千円
白河地方広域市町村圏整備組合負担金	8 5 7, 5 9 9 千円
労働費	
雇用機会確保事業	8, 3 2 8 千円
農林水産業費	
農業振興対策事業	6 6, 4 1 7 千円
新規就農支援事業	6 2, 4 6 2 千円
緊急自然災害防止対策事業（農業用施設）	5 1, 0 0 0 千円
農業用施設維持管理事業	3 6, 8 5 8 千円
農業用施設整備“結”支援事業	3 0, 0 0 0 千円
多面的機能支払交付金事業	2 0 6, 0 0 0 千円
ふくしま森林再生事業	8 5, 0 6 8 千円
広葉樹林再生事業	5 7, 9 9 0 千円
森林経営管理事業	2 6, 5 0 0 千円
商工費	
商工業振興対策事業	1 2 2, 7 8 4 千円
起業・創業支援事業	1 7, 1 6 8 千円
企業立地促進費	2 1, 1 2 0 千円
産業プラザ運営費	6 3, 2 7 1 千円
しらかわ地域定住自立圏産業振興支援事業	8, 1 5 1 千円
地域情報発信事業	2 1, 6 3 1 千円
観光施設管理事業	2 6, 1 5 2 千円
複合型拠点整備工業用水道関係費	4 3, 8 4 8 千円
大河ドラマ「べらぼう」連携事業	1 8, 1 7 0 千円
中心市街地活性化事業	9 4, 0 9 4 千円
土木費	
単独公共道路改良事業	6 0, 8 7 3 千円

安全安心な生活道路河川保全事業（道路）	1 2 0, 0 1 6 千円
住みよい街づくり事業	2 0 0, 0 0 0 千円
身近な道路河川強靱化事業（河川）	1 3 0, 0 0 0 千円
公園整備事業	5 5, 5 4 9 千円
城山公園整備管理事業	4 1, 8 2 6 千円
歴史と伝統を活かしたまちづくり事業	3 4, 1 4 5 千円
南湖利活用事業	8, 8 6 3 千円
空き家対策事業	1 9, 7 9 2 千円
公営住宅維持管理費	7 7, 4 1 1 千円
消防費	
常備消防費	6 7 3, 2 9 1 千円
消防団運営事業	1 2 7, 2 1 8 千円
消防施設整備事業	6 9, 8 1 4 千円
災害対策事業	3 0, 6 0 2 千円
教育費	
学校給食一般管理費	9 1, 1 2 4 千円
放課後子ども教室推進事業	1 1, 0 1 1 千円
特別支援教育推進事業	1 7 5, 8 5 7 千円
I C T 教育環境整備事業	4 0, 5 5 5 千円
体育施設改修事業	3 1 1, 2 0 6 千円
就学援助費	7 6, 4 5 7 千円
小峰城史跡整備事業	2 5 9, 5 9 2 千円
歴史民俗資料館一般管理費	1 0 1, 6 8 2 千円
南湖公園整備事業	8 6, 4 3 5 千円
図書館一般管理費	2 0 6, 8 9 2 千円
公民館活動事業	5, 6 3 7 千円
文化交流館管理運営費	2 2 1, 1 4 8 千円

(2) 継続費

継続費の経費の総額及び年割額を定めるものであります。

(3) 債務負担行為

債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものであります。

(4) 地方債

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

(5) 一時借入金

一時借入金の最高額を 5, 0 0 0, 0 0 0 千円と定めるものであります。

(6) 歳出予算の流用

歳出予算の各項において流用することができる経費を定めるものであります。

予算総額は、3,361千円となり、前年度当初予算と比較して1,723千円増額となり、105.2%の増となりました。

歳入については、財産収入225千円、繰入金3,136千円となり、歳出については、管理会費144千円、財産費3,117千円、予備費100千円となりました。

議案第26号 令和7年度白河市大屋財産区特別会計予算

予算総額は、405千円となり、前年度当初予算と比較して7千円増額となり、1.8%の増となりました。

歳入については、財産収入11千円、繰入金394千円となり、歳出については、管理会費137千円、財産費168千円、予備費100千円となりました。

議案第27号 令和7年度白河市樋ヶ沢財産区特別会計予算

予算総額は、503千円となり、前年度当初予算と比較して43千円増額となり、9.3%の増となりました。

歳入については、財産収入48千円、繰入金455千円となり、歳出については、管理会費137千円、財産費266千円、予備費100千円となりました。

議案第28号 令和7年度白河市国民健康保険特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、5,609,461千円となり、前年度当初予算と比較して46,894千円増額となり、0.8%の増となりました。

歳入については、国民健康保険税861,393千円、使用料及び手数料1千円、国庫支出金1千円、県支出金4,026,237千円、繰入金716,145千円、繰越金1千円、諸収入5,683千円となり、歳出については、総務費138,953千円、保険給付費4,005,555千円、国民健康保険事業費納付金1,350,903千円、財政安定化基金拠出金1千円、保健事業費82,894千円、基金積立金1千円、公債費1千円、諸支出金11,153千円、予備費20,000千円となりました。

(2) 一時借入金

一時借入金の最高額を200,000千円と定めるものであります。

(3) 歳出予算の流用

歳出予算の各項において流用することができる経費を定めるものであります。

議案第29号 令和7年度白河市後期高齢者医療特別会計予算

予算総額は、793,717千円となり、前年度当初予算と比較して37,170千円増額となり、4.9%の増となりました。

歳入については、後期高齢者医療保険料601,913千円、使用料及び手数料2千円、繰入金189,598千円、繰越金1千円、諸収入2,203千円となり、歳出については、総務費7,177千円、後期高齢者

医療広域連合納付金 781,340 千円、諸支出金 2,200 千円、予備費 3,000 千円となりました。

議案第 30 号 令和 7 年度白河市介護保険特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、6,126,034 千円となり、前年度当初予算と比較して 120,603 千円増額となり、2.0%の増となりました。

歳入については、介護保険料 1,273,651 千円、使用料及び手数料 1 千円、国庫支出金 1,332,642 千円、支払基金交付金 1,579,707 千円、県支出金 893,279 千円、財産収入 1 千円、繰入金 1,046,622 千円、繰越金 1 千円、諸収入 130 千円となり、歳出については、総務費 129,493 千円、保険給付費 5,656,844 千円、地域支援事業費 334,443 千円、基金積立金 1 千円、諸支出金 2,253 千円、予備費 3,000 千円となりました。

(2) 一時借入金

一時借入金の最高額を 240,000 千円と定めるものであります。

(3) 歳出予算の流用

歳出予算の各項において流用することができる経費を定めるものであります。

議案第 31 号 令和 7 年度白河市地方卸売市場特別会計予算

予算総額は、10,586 千円となり、前年度当初予算と比較して 1,277 千円減額となり、10.8%の減となりました。

歳入については、使用料及び手数料 5,948 千円、繰入金 4,637 千円、諸収入 1 千円となり、歳出については、卸売市場費 10,286 千円、予備費 300 千円となりました。

議案第 32 号 令和 7 年度白河市水道事業会計予算

(1) 業務の予定量

業務の予定量は、給水戸数 24,300 戸、年間総配水量 6,989,750 m³、一日平均配水量 19,150 m³、主な建設事業の概要として改良費 840,490 千円と定めるものであります。

(2) 収益的収入及び支出の予定額

収益的収入については、営業収益 1,134,126 千円、営業外収益 130,101 千円、特別利益 1 千円を予定し、その予定総額を 1,264,228 千円と定めるものであります。

収益的支出については、営業費用 1,136,861 千円、営業外費用 83,993 千円、特別損失 1,200 千円、予備費 5,000 千円を予定し、その予定総額を 1,227,054 千円と定めるものであります。

(3) 資本的収入及び支出の予定額

資本的収入については、企業債 500,000 千円、他会計出資金 47,480 千円、他会計補助金 2,127 千円、工事負担金 1 千円を予定し、その予定総額を 549,608 千円と定めるものであります。

資本的支出については、建設改良費 859,970 千円、企業債償還金 275,293 千円、投資 120,000 千円、返還金 1 千円、予備費 1,000 千円を予定し、その予定総額を 1,256,264 千円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 706,656 千円は、過年度分損益勘定留保資金 126,149 千円、当年度分損益勘定留保資金 305,017 千円、建設改良積立金 200,000 千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 75,490 千円で補填するものであります。

(4) 債務負担行為

債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものであります。

(5) 企業債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

(6) 一時借入金

一時借入金の限度額を 500,000 千円と定めるものであります。

(7) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額の流用を同一款内でこれらの経費の各項間の流用と定めるものであります。

(8) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費

議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費 132,613 千円、交際費 50 千円と定めるものであります。

(9) 他会計からの補助金

補助を受ける会計名、理由及び金額を定めるものであります。

(10) たな卸資産の購入限度額

たな卸資産の購入限度額を 8,000 千円と定めるものであります。

議案第 33 号 令和 7 年度白河市工業用水道事業会計予算

(1) 業務の予定量

業務の予定量は、給水事業者数 3 社、年間総配水量 164,300 m³、一日平均配水量 450 m³と定めるものであります。

(2) 収益的収入及び支出の予定額

収益的収入については、工水営業収益 11,160 千円、工水営業外収益 44,372 千円を予定し、その予定総額を 55,532 千円と定めるものであります。

収益的支出については、工水営業費用 44,612 千円、工水営業外費用 9,920 千円、予備費 1,000 千円を予定し、その予定総額を 55,532 千円と定めるものであります。

(3) 資本的収入及び支出の予定額

資本的収入については、他会計補助金 1 千円を予定し、その予定総額を 1 千円と定めるものであります。

資本的支出については、建設改良費 6 3 7 千円、企業債償還金 4 2, 6 1 2 千円を予定し、その予定総額を 4 3, 2 4 9 千円と定めるものとあります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 3, 2 4 8 千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとあります。

(4) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額の流用を同一款内でこれらの経費の各項間の流用と定めるものとあります。

(5) 他会計からの補助金

一般会計から補助を受ける金額を、4 3, 8 4 9 千円と定めるものとあります。

議案第 3 4 号 令和 7 年度白河市下水道事業会計予算

(1) 業務の予定量

業務の予定量は、水洗化戸数 1 9, 0 4 2 戸、年間総処理水量 5, 0 3 4, 0 1 5 m³、一日平均処理水量 1 3, 7 9 1 m³、主な建設事業の概要として下水道管路工事 2 0, 0 0 0 千円、農業集落排水事業（機能強化）1 4 8, 0 0 0 千円、浄化槽設置工事 4 0, 8 7 1 千円と定めるものとあります。

(2) 収益的収入及び支出の予定額

収益的収入については、営業収益 8 6 5, 1 3 6 千円、営業外収益 1, 5 7 5, 9 4 5 千円、特別利益 3 千円を予定し、その予定総額を 2, 4 4 1, 0 8 4 千円と定めるものとあります。

収益的支出については、営業費用 2, 2 5 3, 7 1 8 千円、営業外費用 1 8 3, 9 3 6 千円、特別損失 4 3 0 千円、予備費 3, 0 0 0 千円を予定し、その予定総額を 2, 4 4 1, 0 8 4 千円と定めるものとあります。

(3) 資本的収入及び支出の予定額

資本的収入については、企業債 1 4 8, 0 0 0 千円、他会計補助金 5 4 3, 1 7 6 千円、国及び県補助金 2 0 8, 4 3 2 千円、受益者負担金及び分担金 8, 1 7 0 千円、工事負担金 1 3, 0 8 6 千円、その他資本的収入 2 3, 1 0 6 千円を予定し、その予定総額を 9 4 3, 9 7 0 千円と定めるものとあります。

資本的支出については、建設改良費 4 4 9, 4 0 0 千円、企業債償還金 9 2 7, 0 7 3 千円、予備費 1, 0 0 0 千円を予定し、その予定総額を 1, 3 7 7, 4 7 3 千円と定めるものとあります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 3 3, 5 0 3 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1 5 1, 4 6 9 千円、当年度分損益勘定留保資金 2 6, 7 9 5 千円、建設改良積立金 2 2 0, 0 0 0 千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 3 5, 2 3 9 千円で補填するものとあります。

(4) 債務負担行為

債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものとあります。

(5) 企業債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもの
あります。

(6) 一時借入金

一時借入金の限度額を500,000千円と定めるものであります。

(7) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額の流用を同一款内でこれらの経費の各項間
の流用と定めるものであります。

(8) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費

議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費91,
907千円と定めるものであります。

(9) 他会計からの補助金

補助を受ける会計名、理由及び金額を定めるものであります。